

神奈川県と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民の健康増進や県民サービスの向上に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民の健康増進や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 「未病を改善する」取組に関する事
- (2) 健康増進に関する事
- (3) 女性の活躍に関する事
- (4) 教育の振興に関する事
- (5) 子育て支援に関する事
- (6) 災害対策に関する事
- (7) スポーツ振興に関する事
- (8) その他、県民サービスの向上・地域の活性化に関する事

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、他の地方自治体や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都港区港南2-16-4
品川グランドセントラルタワー
大塚製薬株式会社
執行役員
ニュートラシューティカルズ事業部
営業本部長 山崎 正三